一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬字大谷一一四の一七、一二二の一八から一二二の二〇まで、一二三の一三から一二三の一五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県呉市焼山北一丁目八八一の二・八八二・八八三の一から八八三の六まで・八八四（以上九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢宮ケ森一の五一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市川滝町下山丙四二の一一・丙四二の一四・丙四二の一二八から丙四二の一三〇まで・丙四二の一三五・丙四二の一三七・丙四二の一三八・丙四二の一四〇・丙四二の一四一・丙四二の一四三から丙四二の一四七まで・丙一六八の一・丙一六八の一四・丙一六九の三・丙一七二の二・丙一七二の三・丙一七二の五・丙一七二の六・丙一七四の三・丙一七八の八・丙一七八の九・丙一七八の二一・丙一七八の二二・丙一七八の二四・丙一七八の二五・丙一七八の二七・丙一七八の二九から丙一七八の三四まで（以上三十七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字西山四〇六七の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（一）　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　水源の涵養

（三）　解除の理由　指定理由の消滅

二　（一）　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　干害の防備

（三）　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川前町下桶売字荻九一の四七、字志田名一七四の五四、一七四の五七、一七四の六〇、一七四の六三、一七四の六五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第五百九十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第四百十二号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(75)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　北緯三四度〇八分五六秒二九三七、東経一三五度一一分〇四秒五九四七の地点
(2)　北緯三四度〇八分五四秒五三二九、東経一三五度一一分〇四秒〇一六二の地点
(3)　北緯三四度〇八分五四秒三二四三、東経一三五度一一分〇六秒〇三四一の地点
(4)　北緯三四度〇八分五五秒一二四八、東経一三五度一一分〇六秒〇〇四二の地点
(5)　北緯三四度〇八分五六秒一一八一、東経一三五度一一分二三秒八六一二の地点
(6)　北緯三四度〇八分五四秒九二四三、東経一三五度一一分二三秒九五七二の地点
(7)　北緯三四度〇八分五六秒七二五三、東経一三五度一一分五四秒八一八七の地点
(8)　北緯三四度〇八分五八秒一〇二七、東経一三五度一一分五七秒七七九〇の地点
(9)　北緯三四度〇九分〇四秒六五九八、東経一三五度一二分〇三秒六七六九の地点
(10)　北緯三四度〇九分〇六秒三三〇九、東経一三五度一二分〇四秒二六七〇の地点
(11)　北緯三四度〇九分〇七秒三六五一、東経一三五度一二分〇四秒二〇九六の地点
(12)　北緯三四度〇九分〇七秒四七七七、東経一三五度一二分〇六秒九〇〇一の地点
(13)　北緯三四度〇九分〇五秒八五七〇、東経一三五度一二分〇六秒九八三の地点
(14)　北緯三四度〇九分〇五秒三五九八、東経一三五度一二分〇九秒三七五一の地点
(15)　北緯三四度〇九分〇六秒三二二八、東経一三五度一二分〇九秒二八八七の地点
(16)　北緯三四度〇九分〇六秒八九三三、東経一三五度一二分一八秒〇二四九の地点
(17)　北緯三四度〇九分〇六秒四七八六、東経一三五度一二分一七秒九五一九の地点
(18)　北緯三四度〇九分〇五秒九八六九、東経一三五度一二分一八秒五三六〇の地点
(19)　北緯三四度〇九分〇六秒三一九三、東経一三五度一二分一八秒七三二七の地点
(20)　北緯三四度〇九分〇六秒一三五七、東経一三五度一二分一九秒六三二七の地点
(21)　北緯三四度〇九分〇六秒一七六三、東経一三五度一二分二〇秒四三一〇の地点
(22)　北緯三四度〇九分〇六秒一二七六、東経一三五度一二分二〇秒四三一五の地点
(23)　北緯三四度〇九分〇六秒七二七〇、東経一三五度一二分二九秒九一七九の地点